

(4) 令和6年度 介護報酬改定について

○ 厚生労働省では、人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、下記を基本的な視点として、介護報酬改定を実施（主に地域密着型サービスの改定内容：別紙3）

1. 地域包括ケアシステムの進化・推進
■認知症の方や単身高齢者、医療ニーズが高い中重度の高齢者を含め、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取り組みを推進
・地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組 ・医療と介護の連携の推進 ・感染症や災害への対応力向上 ・認知症の対応力向上
2. 自立支援・重度化防止に向けた対応
■高齢者の自立支援・重度化防止という制度の趣旨に沿い、多職種連携やデータの活用等を推進
・リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組等 ・自立支援・重度化防止に係る取組の推進 ・L I F Eを活用した質の高い介護
3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり
■介護人材不足の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、処遇改善や生産性向上による職場環境の改善に向けた先進的な取組を推進
・介護職員の処遇改善 ・生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり
4. 制度の安定性・持続可能性の確保
■介護保険制度の安定性・持続可能性を高め、全ての世代にとって安心できる制度を構築
・報酬の整理・簡素化
5. その他
・「書面提示」規制の見直し ・通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化 ・基本報酬の見直し

○令和6年度介護報酬改定の施行時期について（主な事項）

■令和6年度診療報酬改定が令和6年6月1日施行とされたことを踏まえ、以下のとおりとする。

➤ 6月1日施行とするサービス

- ・訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導
- ・通所リハビリテーション

➤ 4月1日施行とするサービス

- ・ 上記以外のサービス